

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月25日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22580246

研究課題名（和文）国連農業食料ガバナンスと多国籍企業行動規範に関する政治経済学的研究

研究課題名（英文）Political Economy of the U.N. Governance on Agriculture and Food and the Codes of Conduct of Multinational Agribusinesses

研究代表者

久野 秀二 (HISANO SHUJI)

京都大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：10271628

研究成果の概要（和文）：世界食料安全保障に関する国際社会の対応が後手に回る中で、国家、国際経済機関そして多国籍企業の国際的義務の所在を権利主体との関係で明示した国連「食料への権利」論の法規範的な有効性が国際法の分野で論じられてきた。しかし、こうした人権アプローチの適用可能性を現実のものとするためにも、今や農業食料システムで強大な影響力を行使する多国籍アグリビジネスの行動規制のあり方を政治経済学的に明らかにする作業が不可欠となっている。

研究成果の概要（英文）：As the business-as-usual approach of the international community has failed to address the world food security challenges, it is now increasingly acknowledged that “the right to food” discourse and approach can be an effective legal and normative tool and framework to shed light on the international human rights obligations of states, international economic institutions and multinational corporations in relation to the rights holders’ predicament. In order to ensure and fulfill the applicability of the human-rights approach, however, we further need to understand the political economy of the regulatory regime of multinational agribusinesses that wield massive power on the agri-food system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：農業政策、国際政治経済論、農業倫理

1. 研究開始当初の背景

グローバル・ガバナンスとは、国際社会の統治プロセスを各国政府組織間の関係にお

いて捉えるだけでなく、国際機関や地方自治体など様々なレベルの公的主体や、企業・非政府組織などの私的主体を含めた多様な利

害関係主体による政治・経済・社会レベルの複合的な諸連関が、国際的な政策課題（問題領域）ごとの原則・規範・ルール・政策手続き等の制度化すなわち国際レジームの形成をもたらし、逆にそうして形成された国際レジームによって各主体の行動や主体間の諸関係が制約されるという動態的な状況を全体として総括する概念である。

1995 年に WTO 体制が発足して以来、農業・食料をめぐるグローバル・ガバナンスは、新自由主義的な自由貿易レジームによって主導されてきたが、その結果として、日本のような食料輸入国はもちろん、先進輸出国においても農業構造の再編（家族農業の淘汰）が急速に進み、農業・農村経済の持続的発展とはほど遠い状況にあることが次第に露呈してきた。途上国農業開発においても、世界銀行・IMF による経済構造調整プログラムの功罪が議論されるようになっている。こうした中で発生した 2007/08 年の食料価格高騰によって、それ以前から国連機関や市民社会組織によって議論されてきた「基本的人権としての食料」あるいは「食料主権」という考え方方が改めて注目を集めようになつた。2000 年に国連人権委員会（現・人権理事会）に任命された「食料への権利」に関する特別報告者による旺盛な活動、2004 年に国連食料農業機関 FAO で採択された「適切な食料に対する権利の漸進的実現のための自主的ガイドライン」はその一部である。そこでは、加盟国・締約国が遵守すべき法的責務が主に議論されてきたが、最近では、国家の法的権限を超えるような国際機関・多国籍企業主導による開発援助・投資・貿易・知的所有権レジームのあり方も含め、「食料への権利」をすべての人民の基本的権利として尊重・保護・実現すること」が強く求められるようになっている。そのなかで本研究が注目するのは、多国籍アグリビジネスの事業活動が「食料への権利」に及ぼす影響と、こうした国際社会での動向に対する多国籍アグリビジネスの側からの応答である。それは、農業・食料をめぐるグローバル・ガバナンスにおける多国籍企業の政治的・経済的な影響力の増大というだけではなく、とくに 1992 年のリオ地球環境サミットを前後して高まってきた、多国籍企業による社会的・環境的な行動規範や認証・表示制度の導入と普及を通じた CSR（企業の社会的責任）の実践と、国連を中心とする人権レジームの動きとが密接に関わるからである。事実、「食料への権利」に関する特別報告者（オリビエ・デシュッター氏）は、同じく国連人権理事会に任命され、企業の社会的責任や多国籍企業行動規範などを検討している「人権と多国籍企業及びその他の企業」に関する特別報告者（ジョン・ラギー氏）との連携を進めている。ところが、当該分野

で活動する国際的な市民社会組織は、多国籍企業の CSR イニシアチブの評価で意見が分かれている。それらが法的拘束力のない自主的ガイドラインにとどまっており、国連人権レジームも国際法上の制約（司法判断適性や域外適用義務の限界、不履行に対する救済構造の欠如など）ゆえに多国籍企業規制の実効性に疑問が持たれているからである。

2. 研究の目的

2007~08 年の「世界食料危機」状況と中長期的な食糧需給逼迫見通しを受けて、国際社会は世界食料サミット等の場で危機対応を迫られてきた。そこでは、WTO を中心とする多国間自由貿易レジームの建て直しを模索する動きと、国連人権理事会「食料への権利」に象徴される国際人権レジームの構築に向けた動きがせめぎ合っている。国家・国家間組織だけでなく、グローバル化が進む農業・食料システムの主要なアクターとして影響力を行使する多国籍アグリビジネスや、問題領域ごと、あるいは領域横断的にネットワークを形成しながら国際社会で発言力を高める市民社会組織の展開も無視できない。そこで本研究は、とくに国連機関の役割（意義と限界）に注目しながら、農業・食料のグローバル・ガバナンスをめぐって錯綜する利害関係主体の対立と調整の過程を歴史的・構造的に明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

第 1 に、農業・食料をめぐるグローバル・ガバナンスの全体構造を、FAO 等の国連機関、WTO、世銀グループ、食料サミット等の国際会合などの役割と相互関係を整理しながら明らかにする。そのため既存研究の整理と関係機関における資料の収集と分析を進める。

第 2 に、国連人権理事会を中心とする国際人権レジームの到達点と問題の所在、そして今後の可能性を明らかにする。その際、国際政治学や国際法学の専門的知見にも学びながら、ヒアリング調査を含む各種資料を具に分析する。

第 3 に、多国籍企業の行動規範づくりをめぐる実証分析及び言説分析を進めながら、一方で自主的ガイドラインの現状と課題を踏まえて行動規範の法制度化を志向する国連機関や市民社会組織、他方で「農産物原料の倫理的調達」とそのための評価認証制度の導入を志向する市民社会組織、それぞれの現状認識と将来展望を、各関係主体へのインタビューを通じて明らかにする

第 4 に、以上を総括しながら、農業・食料をめぐるグローバル・ガバナンスを、国際人権レジームによって主導することの可能性と課題を明らかにする。

4. 研究成果

第1に、国連「食料への権利」論に関する国際法・国際政治経済学分野の研究動向を、文献調査や2011年1月に実施した関係機関FIAN International（当該問題に関する調査・分析・提言活動を展開する市民社会・専門家組織）へのヒアリング調査を通じて整理した。その成果は拙著『国連『食料への権利』論と国際人権レジームの可能性』にまとめられ、刊行図書の一部として発表された。また、この成果をもとに、市民社会組織や外務省及び農林水産省の食料安保担当者等との意見交換の場で、近年注目を集めているバイオ燃料問題や大規模農業投資（農地争奪）問題を考える視点を提示するなど、「食料への権利」論の理論的及び政策論的な応用可能性を確認することができた。なお、大規模農業投資問題については、本研究成果も踏まえた新たな研究課題「アグリフードレジーム再編下における海外農業投資と投資国責任に関する国際比較研究」（基盤研究(B)、2013～2015年度）を取り組むことしている。

第2に、2011年11月に参加した「ジュネーブ国際人道法・人権アカデミー」主催の経済的・社会的・文化的権利（いわゆる社会権）に関する研修コースでは、国連人権理事会関係者・国際人権法専門家・司法活動団体・市民社会組織関係者による講義、国連社会権規約委員会の傍聴、ケーススタディ、模擬審議などを通じて、「食料への権利」をはじめとする社会権の理論的可能性と実践的困難を学ぶことができた。社会権が権利である以上、権利主体である諸個人へのまなざしだけでなく、権利を尊重・保護・促進する義務主体である国家・政府機関のあり方が鍵となる。同時に、国際政治経済学の観点からは、グローバル社会において国家間関係の深まり（世界銀行IMFやWTO等の国際経済機関の役割増大）と国境を越えた経済活動の広がり（多国籍企業の影響力増大）の下で引き起こされる社会権の侵害に対して、国際人権レジームがいかに対処しうるのかが課題となる。それは多国籍企業の行動規範を法規制によって確立するのか、自主規制（市場）によって追究するのかという問題に関わる。国際法の分野では、これを社会権の「司法判断適性 justiciability」「法執行可能性 enforceability」、義務主体である国家の「国際的義務、域外適用義務 ETO: extra-territorial obligation」や国際機関・多国籍企業への「社会権の尊重・保護・促進」義務の適用可能性などとして盛んに議論しており、本研究課題に取り組む中で、研究代表者も前述 FIAN International が事務局を勤める ETO Consortium の学術委員会に名を連ねることになった。

第3に、国家・国際機関や多国籍アグリビジネスに加えて、問題領域ごとや領域横断的

にネットワークを形成しながら国際社会で発言力を高めている市民社会組織の、農業・食料のグローバル・ガバナンスにおける役割と課題を明らかにするために、企業の社会的責任（CSR）を掲げる多国籍アグリビジネスと協働するラウンドテーブル方式、あるいは農産物原料の社会的・倫理的・環境的な生産調達基準の規格認証化とそのメインストリーム化を志向するオランダ市民社会組織のアプローチに着目した。そして、そのようなアプローチが法規範の厳格な適用によって国家・国際機関・多国籍企業の国際的義務の履行を追及する「食料への権利」論や国連多国籍企業行動規範に照らしてどのように評価できるのかを検討するため、同アプローチを進める側（IDH: Sustainable Trade Initiative）と批判する側（SOMO: Centre for Research on Multinational Corporations）の両サイドのオランダ市民社会組織にタイするヒアリング調査を実施するとともに、当該問題に知見のあるオランダ・ワーヘニンゲン大学およびユトレヒト大学の研究者との意見交換を行った。これに関わって、当初予定していたユニリーバ社に関するケーススタディとインドネシア等でのフィールド調査を実施できなかつたが、前述した新しい研究課題を通じて、他の事例も含めたケーススタディに取り組む予定である。

第4に、本研究助成および民間助成をもとに、2012年4月～8月にオランダ・アムステルダム自由大学 VU（社会科学部政治学科）でサバティカル期間を利用して在外研究に従事することができた。同学科所属の研究者が他部局やアムステルダム大学 UvA 関連部局と共同設置している Amsterdam Global Change Institute 主催の研究会やワークショップに積極的に参加し、主に地球環境問題や途上国開発問題をめぐる国連内外のグローバル・ガバナンスについて多くの知見を得ることができた。近年、2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議（Rio+20）に象徴されるように、持続的発展をめぐって国連機関と多国籍企業との間で様々なパートナーシップが構築され、ミレニアム開発目標等の実現に向けた取り組みが進められており、そこで追求されている官民連携（PPP）の実態と教訓、その問題性に関する実証的かつ言説分析的なアプローチの必要性について多くを学ぶことができた。

その他、在外研究期間中にオランダ国内外で開催された国際学会・ワークショップに積極的に参加し、関連領域における国際的研究の最新動向について多くの情報を得ることができた。具体的には、①エラスムス大学国際社会研究所 ISS で開催された Land Grab（大規模農地取得を通じた国際農業投資）に関する国際シンポジウム（6月11日、蘭ハーグ）

グ)、②国際人権規範と国家及び非国家主体の責任をテーマにした国際研究学会 ISA 大会(6月 18-19 日、英グラスゴー)、③参加型民主主義とガバナンスに関する理論的研究や実践交流、環境や開発などの政策形成過程の批判的言説分析が議論された解釈的政策分析 IPA 学会大会(7月 5-7 日、蘭ティルブルグ)、④オルタナティブな農業食料システムを志向する生消提携運動等の社会運動、先進国と途上国とを問わず広がりを見せて いる食料主権運動の到達点と類型化、食料・飼料・燃料(3F) コンプレックスの実態などが議論された国際農村社会学会 IRS 大会(7月 29 日～8月 4 日、葡リスボン)である。

なお、在外研究から帰国した最終年度後半は大学院教育の国際化(グローバル人材育成)に関連した大型プロジェクトで責任ある立場に就き、学内業務に忙殺されることになったため、本研究課題の総括を十分に進めることができなかった。幸い、本研究課題の成果を踏まえた研究課題「アグリフードレジーム再編下における海外農業投資と投資国責任に関する国際比較研究」が新規に採択されたため、日本を含む各国の政府資金や民間直接投資、各種ファンドによる大規模農地取得を通じた農業開発の実態を具体的な分析対象に据えながら、グローバル・ガバナンス、とりわけ「食料への権利」を遵守(尊重・保護・促進)する国家・国際機関・多国籍企業の国際的義務に関する理論的・政策論的な枠組みの有効性について、引き続き検討を加えていく所存である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

- ① 久野秀二、誰がタネを制するか？ 種子ビジネスの現状と対抗運動の可能性、農業と経済、78(12):5-21、2012 年 12 月、査読無
- ② 久野秀二、多国籍アグリビジネスの影響力と TPP 交渉、経済、201:154-165、2012 年 6 月、査読無
- ③ 久野秀二、米国農業関連業界は TPP に何を求めているか：議会公聴会・USTR 公募意見で明らかになった問題点、農業と経済、78(6):58-74、2012 年 5 月、査読無
- ④ Yoshifumi Ikejima and Shuji Hisano, Commodification of Local Resources and Its Paradox: A Case of Traditional Vegetables in Kyoto, Yokohama Journal of Social Sciences, 16(4/5):1-15, January 2012、査読有
- ⑤ 久野秀二、食料安全保障と食料主権、農業と経済、77(11):48-61、2011 年 11 月、

査読無

- ⑥ 久野秀二、世界食料不安時代の到来と食料主権(上)(下)、経済、191:108-123／192:118-133、2011 年 8 月／9 月、査読無
- ⑦ サンギータ・ジョーダン、久野秀二、有機農業部門の<コンベンショナル化>過程に関する日本とオーストラリアの比較研究、農業市場研究、20(1):15-26、2011 年 6 月、査読有
- ⑧ 久野秀二、農業資材産業における多国籍アグリビジネスのグローバル戦略、農業市場研究、19(3):4-17、2010 年 12 月、査読無
- ⑨ 久野秀二、フードポリティクスを見据えた市民社会組織の新たな挑戦：オランダを中心に、農業と経済、76(4):124-134、2010 年 4 月、査読無

〔学会発表〕(計 5 件)

- ① 富吉満之・西川芳昭・金氣興・李柱冥・久野秀二、韓国における種子管理に係る諸組織の機能に関する一考察、地域農林経済学会大会、大阪経済大学、2012.10.21
- ② Shuji Hisano, Local Food Movement in Japan: Rethinking Alternativeness, International Workshop on Food and Sustainability, Kyoto University, January 10, 2011
- ③ 久野秀二、多国籍アグリビジネスのグローバル戦略と日本農業：農業資材産業を事例に、日本農業市場学会 2010 年度大会シンポジウム、北海道大学：札幌、2010 年 7 月 3 日
- ④ Kae Sekine, Jean-Pierre Boutonnet, & Shuji Hisano, Can Transnational Agribusiness Innovate the Agro-food Systems towards the Sustainable Development of Local Agro-food System? A case study of Dole Food Company in Japan and France, International Symposium on Innovation & Sustainable Development in Agriculture and Food, Montpellier: France, June 28 - July 1, 2010
- ⑤ Aki Imaizumi & Shuji Hisano, Farmers' Seed System and the Institutionalisation of Genetic Resource Use and Management in Agriculture: A case of seed supply to local traditional vegetables in Japan, International Symposium on Innovation & Sustainable Development in Agriculture and Food, Montpellier: France, June 28 - July 1, 2010

〔図書〕(計 2 件)

- ① 久野秀二、世界食料市場のフード・ポリティクス／GMO をめぐるポリティクス、池上甲一・原山浩介編、食と農のいま、ナカニシヤ出版、58-75/81-98、2011年6月
- ② 久野秀二、国連「食料への権利」論と国際人権レジームの可能性、村田武編、食料主権のグランドデザイン：自由貿易に抗する日本と世界の新たな潮流、農文協、161-206、2011年2月

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久野 秀二 (HISANO, SHUJI)
京都大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号 : 10271628